

EU・地中海パートナーシップと経済成長

- シリア,ヨルダン,レバノンの取り組みと 経済成長へのインパクト -

土屋一樹

はじめに

- I EU・地中海パートナーシップ
- II 連合協定の実施状況
- III 経済成長への影響
おわりに

はじめに

マッシュリク¹の非産油国では、1990年前後に相次いで債務危機が発生しマクロ経済安定化策と経済改革が実施された^(注1)。ヨルダンでは1989年、エジプトでは1991年からIMF・世界銀行の構造調整プログラムが、シリアでは1989年の債務危機を契機として経済改革が試みられた。またレバノンでは内戦下の1980年代後半に財政赤字の急増や大手銀行の倒産危機によってマクロ経済が不安定化し、内戦後の1990年代は経済復興とマクロ経済安定化が課題となった。

各国の経済改革は、他の途上国と同様、民営化や自由化によって民間部門を中心とする経済成長を目指すものである。また1990年代以降のグローバル化の流れのなかで、為替レートなど対外経済関係の見直しも課題となった。そんななか、1995年にEUは地中海を囲む非EU諸国との関係再構築を提唱し、EU・地中海パート

ナーシップ構想を表明した。それまでEUと各地中海諸国は二者間協定(協力協定)によって経済分野を中心とする関係を築いていたが、それに代わる地域の共通認識に基づいた包括的な協定の締結が提案された。

本稿は、マッシュリク諸国のうち、シリア、ヨルダン、レバノンの3カ国について、EU・地中海パートナーシップ協定への取り組みと、それが経済成長に与えるインパクトを検討するものである。3カ国は共にサービス産業を中心とした経済構造をもつ非産油国であり、中所得国に分類される(表1)^{注2)}。また、3カ国にとってEUはGCC(湾岸協力会議)諸国と並び最も貿易量の多い地域である点も共通している。しかしながら、EUとのパートナーシップ協定に関しては現在までそれぞれの進展度が大きく異なる。そこで本稿では3カ国のパートナーシップ協定への取り組みの現状を個別に検討する。特に現在までパートナーシップ協定の中心となっている経済分野に焦点を当て、EUによる協力方針とそれに基づく支援の進展度を検討する。また、経済成長への影響については、パートナーシップ協定に基づく協力が経済成長に関するどのような要因にインパクトを与えているかを考察する。

本稿の構成は以下のとおりである。第I節で

表1 シリア, ヨルダン, レバノンの経済状況
(2003年)

	ヨルダン	レバノン	シリア
人口(100万人)	5.3	4.5	17.4
1人当たりGNI*(米ドル)	1,850	4,040	1,160
労働人口成長率 (1997~2003年平均)	3.9	2.6	4.0
GDP成長率 (1999~2003年平均)	3.9	1.5	1.7
粗投資(GDPに対する割合)	22.7	16.7	23.6
産業構造(GDPに対する割合)			
農業	2.2	12.2	23.5
鉱工業	26.0	20.1	28.5
サービス	71.8	67.7	48.0
対外経済開放度(GDPに対する割合)			
財・サービスの輸入	70.1	39.0	7.2
財・サービスの輸出	44.6	13.4	7.4

(注) * GNIとは国民総所得(GDPに海外からの所得の純受け取りを加えたもの)のこと。
(出所) World Bank(2004a)

はEU・地中海パートナーシップの目的と手段を整理し、第Ⅱ節でヨルダン、レバノン、シリアの3カ国におけるパートナーシップ協定への取り組みについて、経済協力プログラムを中心に概観する。その後、第Ⅲ節でパートナーシップ協定が各国の経済成長に与えるインパクトについて考察し、最後に議論をまとめる。

I EU・地中海パートナーシップ

1. バルセロナ・プロセス

EU・地中海パートナーシップ構想は、1995年11月にバルセロナで開催された第1回EU・地中海諸国外相会議で提案された。同構想はEUと、地中海に面する非EU諸国を中心とする12カ国・地域との間で「人権と民主化に配慮した平和で安定的な地域の確立」、「自由貿易地域の形成と持続的な発展を通じての繁栄の共有」、

「相互理解の促進と活発な市民社会の形成」を目指すものである^(注3)。その実現に向け、同会議で採択されたバルセロナ宣言において、「政治と安全保障」、「経済と金融」、「社会・文化と人的資源」の三つの分野において協力関係を推進することが確認された。

EU・地中海パートナーシップ(バルセロナ・プロセス)は、相互アプローチと地域アプローチの二つの方法で進められる。中心となるのは相互アプローチであり、EUと非EU地中海12カ国との間でそれぞれ連合協定(Association Agreement)を締結して協力関係を推進する。一方、地域アプローチは連合協定を補完するものとして、地域に跨がる課題について多国間で協力するものである^(注4)。

連合協定

バルセロナ・プロセスの中心である連合協定の詳細は各国の状況に合わせて異なるが、共通する項目として、政治と安全保障分野に関しては「政治対話」と「人権と民主化の尊重」が、経済と金融分野では「自由貿易協定」「知的財産権・サービス産業・政府調達・競争制度・補助金政策・独占に関する規定」と「経済協力」が、社会・文化と人的資源の分野では「社会・移住問題の協力」と「文化協力」の計7項目が取り上げられる。また連合協定の実施を担う機関として、大臣レベルで構成される連合協議会(Association Council)と高級官僚レベルで構成される連合委員会(Association Committee)が設立されることも共通している。

表2は各連合協定の進捗状況を示したものである。1970年代までに連合協定に相当する協定を締結したキプロス、トルコ、マルタを除く9カ国のなかでも、バルセロナ宣言から2年以内

表2 EU-MED 連合協定の進展状況

	調 印	正式発効
チュニジア	1995年7月	1998年3月
イスラエル	1995年11月	2000年6月
モロッコ	1996年2月	2000年3月
パレスチナ	1997年2月	1997年7月
ヨルダン	1997年11月	2002年5月
エジプト	2001年6月	2004年6月
アルジェリア	2002年4月	EU各国の批准中
レバノン	2002年6月	EU各国の批准中
シリア	-	-

(注) キプロス, トルコ, マルタの3カ国は1970年代にEC(当時EEC)との連合協定(と同様の内容の協定)を締結済み。

(出所) European Commission(2004d)より筆者作成。

の早期に連合協定に合意したグループと、合意までに5年以上要したグループとに二分されることがわかる。なお、合意と発効の間に時間差があるのは、合意後にEU議会、対象国およびEU加盟各国での批准を経て正式発効となるためである。

自由貿易協定

各連合協定で共通して取り上げられる前述の7項目のなかでもEUとの自由貿易協定の実施が優先項目となっており、協定発効と同時に貿易自由化プロセスが開始される。これはバルセロナ宣言において合意した、2010年までの実現を目標とするEU・地中海自由貿易地域(Euro-Mediterranean Free Trade Area: EMFTA)創設に向けた取り組みである。

貿易自由化プロセスの具体的なスケジュールは各連合協定によって規定されるが、原則としてEUへの工業品の輸出は即時の自由化、EUから地中海諸国への輸出は5年間の関税据え置き期間後に徐々に自由化し、連合協定発効12年後に工業製品に関する全面自由化を達成する

というものである^(注5)。

経済協力と金融支援

バルセロナ・プロセスでは、現在まで経済と金融分野での協力関係の推進が先行している。バルセロナ宣言では、経済と金融分野でのパートナーシップの目的は、地中海諸国において「持続可能な社会経済発展の加速」、「生活水準の向上・雇用拡大・地域格差の縮小」、「国際協力と経済的統合の促進」の三つであるとし、その達成のために「EMFTA」、「経済協力」、「EUによる金融支援」を実施するとしている。

具体的には、「EMFTA」では、①地中海諸国の原産地規則・知的財産権・競争政策などの基準明確化、②市場経済体制の発展、③社会経済構造の近代化、④技術移転の促進の四つの点に配慮しながら段階的に関税・非関税障壁の撤廃を行なうとしている。また「経済協力」では、①投資促進、②工業近代化、③環境保全、④開発過程への女性参加、⑤漁業資源の管理、⑥エネルギー政策、⑦水資源管理、⑧農業近代化、⑨インフラ整備、⑩海事法の尊重、⑪科学技術が協力分野として合意され、「金融支援」ではバルセロナ・プロセスの実施にはEUによる援助の増加が不可欠とし、1995～99年で46億8500万ユーロの金融支援枠が設定された^(注6)。

2. MEDAプログラム^(注7)

バルセロナ・プロセスにおける金融支援枠組みとして設立されたのがMEDAプログラムである。MEDAプログラムはEUによる無償資金・技術援助の主要なスキームとして1995年のバルセロナ会議において、それまでの援助プログラムであったEUと各地中海諸国との協力協定に基づく金融プロトコル(Financial Protocols)を

発展させる形で発足した。MEDAプログラムに基づく援助は現在までバルセロナ・プロセスの理念を実行する中心的な手段となっている。

なお、MEDAでは国別の援助予算枠は設定されず、全体の予算枠のなかから各国でのプロジェクトの必要性に応じて資金を配分することが特徴となっている。これは援助受入国間およびプロジェクト間での援助獲得競争を促すことで、効果的な援助プロジェクトが優先して実施されることを意図した措置である〔MEDA Team Information 2001〕。MEDAプログラムは2000年に改定され、現在は第2期(2000～2006年)にありMEDA II(予算53億5000万ユーロ)となっている。

第1期MEDA(MEDA I)における計画額と実施額を示したのが表3である。MEDA Iでは計画額と実施額の隔たりが大きかったことがわかる。また表4は各国別にMEDA Iにおける計画額と実施額を示したものである。早期に連合協定を締結した国ほどMEDAプログラムによる援助実施が進んでいるが、どの国も実施額は計画の50%以下であった。計画額と実施額に大きな差があるのは、受入国の体制整備の遅れに加え、EU側での手続きが複雑であったことも要因であった。そのためMEDA IIでは、①援助計画の策定方法の見直し、②援助受入国との対話強化、③実施手続きの簡素化がはかられた。

MEDA Iでは数年ごとに策定される短期の国別プログラム(National Indicative Programme)によって支援分野が策定され、その後援助プロジェクトごとにMED委員会による評価を受けていたが、MEDA IIでは中期支援方針である国別戦略報告書(Country Strategy Paper)が策定されることになった(注8)。国別戦略報告書によって

表3 MEDA Iでの援助計画額と実施額(年別)
(単位:100万ユーロ)

	計 画	実 施
1995	173	50
1996	403	155
1997	981	211
1998	941	231
1999	937	243
合 計	3,435	890

(出所) European Communities(2000)

表4 MEDA Iでの援助計画額と実施額
(国・地域別)

(単位:100万ユーロ)

	計 画	実 施
アルジェリア	164	30
エジプト	686	157
シリア	99	0
チュニジア	428	168
トルコ	375	15
パレスチナ	111	54
モロッコ	656	127
ヨルダン	254	108
レバノン	182	1
地域プロジェクト (技術援助を含む)	480	230
合 計	3,435	890

(注) イスラエル、キプロス、マルタは二者間援助対象外。

(出所) 表3に同じ。

支援方針および援助分野の枠組みが決められ、それに基づいて国別プログラムで年ごとの援助プロジェクトが作成されることとなりプロジェクト間の位置づけが明確となった。またMED委員会はプロジェクトごとではなく国別プログラムで計画された年ごとのプロジェクトをまとめて審査することで効率的な評価が可能となった(注9)。それに加え、援助受入国との対話強化によって援助プロジェクトに関する共通認識を深め受入れ側の体制整備を円滑にすることや、

EU側の管理運営を各国にあるEU代表部が主に担うことにより、援助プロジェクトの迅速な実施枠組みの確立をはかった^(注10)。

II 連合協定の実施状況

はじめにヨルダン、レバノン、シリアの3カ国が1977年にEU(当時はEEC)とそれぞれ締結した協力協定(Cooperation Agreement)と、パルセロナ・プロセスにおける連合協定の違いについて簡単に整理する。3カ国がEECと締結した協力協定はいずれもほぼ同様の内容で、「EECは協定締結国の社会経済発展のための協力を推進し、協定締結国との関係強化をはかる」ことが目的とされ、経済協力と貿易に関する関係強化が謳われた。経済協力に関しては、協定書では具体的な手段や援助内容は言及されず、3カ国の工業化や農業近代化などに関してEECが協力することを表明するのみであった^(注11)。一方、貿易では3カ国からEEC諸国への輸出に関して、工業品は一部例外品目を除いての関税撤廃が、農産物は決められた品目の関税削減が具体的に明記された。

協力協定は経済分野に関する協定であり、特に協定締結国の貿易優遇措置を定めたものであった。そこでは協定締結国からEECへの輸出優遇措置のみが扱われ、EECからの輸出に関する取り決めはなされなかった。協力協定は、EECによる貿易優遇措置を中心とした協定締結国への経済協力であったと言えるだろう。

一方、連合協定は前述のように経済分野のみならず政治分野、社会・文化分野での関係強化も含む包括的な協定であるが、経済分野についても広範囲かつ詳細な内容となっている。経済協

力では支援の具体的な分野などが明記され、また貿易では双方向の関税の削減・撤廃が実施される。その他、資本移動や知的財産権の取り扱いなど貿易関連事項も取り上げられている。連合協定は、貿易に関しては協力協定に比べより互恵的となり、また経済開発支援策も具体的に示すなど、経済分野においても協力協定よりも拡大発展した内容となっている。

1. ヨルダン

ヨルダンは、3カ国のなかでは最も早い1997年11月に連合協定に調印し、2002年5月1日に正式に発効した(表2)^(注12)。連合協定ではパルセロナ・プロセスの枠組みに基づきEU-ヨルダン間の具体的な協力内容が規定されているが、他の連合協定と同様、優先項目はFTAの実現とEUによる経済開発支援である。

連合協定の合意によってMEDAプログラムによる援助も活発化した(表5)。MEDAによる援助は、連合協定と別の枠組みで実施されるため連合協定の合意がMEDA実施の必要条件ではないが、連合協定によって協力分野が明確となり援助計画の立案・実施が容易となる。以下、MEDAプログラムによる経済協力を整理し、EU-ヨルダン連合協定の取り組みを検討する。

(1) ヨルダンのMEDAプログラム

表6はMEDAプログラムによるヨルダンへの支援方針と援助分野を要約したものである。前述のようにMEDA IIでは中期支援方針である国別戦略報告書と、短期の国別プログラムによって援助計画が策定される。国別戦略報告書(2002-2006)と国別プログラム(2002-2004)は2001年に、国別プログラム(2005-2006)は

表5 MEDAプログラム(ヨルダン)

(単位:100万ユーロ)

		支援内容	予 算
MEDA I	1995	民間部門発展プログラム	7.0
	1996	構造調整ファシリティ I	100.0
	1997	中小企業へのリスクキャピタル(EIB 経由)	10.0
	1998	アンマン水資源施設(EIB 経由)	8.2
	1999	構造調整ファシリティ II	80.0
	1999	文化遺産保存	4.1
	1999	産業近代化プログラム(EJADA)	45.0
	1999	アンマン水資源管理	7.0
MEDA II	2000	民間部門へのリスクキャピタル(EIB 経由)	15.0
	2001	規制改革と民営化プログラム支援	20.0
	2002	構造調整ファシリティ III	60.0
	2002	連合協定実施支援プログラム	20.0
	2002	アカバ経済特区制度支援	10.0
	2002	人権と民主化の促進	2.0
	2003	産業近代化プログラム(EJADA)	5.0
	2003	水資源管理支援(第1フェーズ)	2.0
	2003	緊急予算援助プログラム	35.0

(出所) Delegation of the European Commission in Jordan(2004a)

2004年に作成された。

国別戦略報告書

国別戦略報告書では、まずヨルダンの開発政策と発展状況を検討し中期的な開発課題を提示するとともに、過去のEU援助、EU各国によるヨルダンへの二国間援助、EU諸国以外の援助活動状況が示されている。それらの現状分析を考慮して、連合協定の目的に沿って支援優先分野が決定される。MEDA IIの優先支援分野となったのが表6にある五つの分野である。

ひとつ目の優先分野である「貿易拡大と制度構築」は、連合協定の優先項目であるFTAの実施と地中海諸国間の自由貿易拡大への支援である。また貿易拡大には民間企業の発展が必要となるため、民間企業育成支援も貿易自由化支援の一環として位置づけられている。民間企業(中小企業)支援はMEDA Iにおいても計画・実

施されており、2002年以降もそれらを継続・補完することが必要であるとの認識である。その他、連合協定の正式発効に伴う規制・法制度の改定や新たな経済機関の設立支援なども支援分野として挙げられている。

「マクロ経済安定化枠組みと経済改革」に関する分野は、1990年代を通してIMF指導下でヨルダン政府が実施してきた構造調整と経済改革を支援するものである。具体的には、財政赤字と累積債務の削減、国営企業の民営化、金融部門の近代化を目的とした中央銀行の機能強化など、マクロ経済安定化に資する政策への支援が表明されている。

「社会改革と人的資源開発」は、貧困削減を目的とした支援である。貧困削減については1977年の協力協定に基づく金融プロトコルにおいてもプロジェクトベースでの支援が行なわれてき

表6 MEDA II 援助方針(ヨルダン)と予算

(単位: 100万ユーロ)

国別戦略報告書(2002 - 2006)			
貿易拡大と制度構築 マクロ経済安定化枠組みと経済改革 社会改革と人的資源開発 インフラ構築(地域インフラを含む) 多元性・市民社会・法の支配の強化			
国別プログラム(2002 - 2004)			
貿易拡大と制度構築			
連合協定の実施と地域内自由貿易推進	20		
地域開発(アカバ経済特区)	10		
マクロ経済安定化枠組みと経済改革			
公的ファイナンス, 税制改革, 金融部門の近代化	60		
社会改革と人的資源開発			
国营企業改革などに伴う失業者の再雇用			17.5
包括的貧困削減戦略の策定と実施		17.5	
TEMPUS(高等教育システム構築)プログラム		1.5	1.5
インフラ構築			
水資源分野への民間部門の参加		5	
国境付近の水資源利用と管理の改善			5
地中海地域インフラネットワークの創設		1	1
多元性, 市民社会, 法の支配強化			
人権, 民主化, 法の支配促進	2		
国別プログラム(2005 - 2006)			
ENP(EUのヨーロッパ近隣政策)への対応と連合協定の実施			
連合協定を通してENPの実施支援	10	5	
部門改革ファシリティ	40		
社会部門(貧困削減, 社会サービスの品質向上)		42	
知識経済の推進			
R&D		5	
TEMPUSプログラム	2	1	
民主化, 人権, 良い統治	3	2	

(出所) European Commission (2001a ; 2004a) より筆者作成。

たが、MEDA IIではより包括的に貧困削減・雇用創出戦略の策定と実施支援が計画された。また人的資源開発では、民間部門発展支援と連携した職業訓練や、高等教育機関の発展およびTEMPUSプログラムへのヨルダンの参加なども支援項目としている^(注13)。その他、民営化に伴う失業者の再雇用支援や社会保障システムの改革など、経済改革によって発生する社会問題

への支援も計画された。

「インフラ構築支援」は、インフラ建設費用の援助ではなく、予備調査や技術支援などによって金融機関からの融資を受けやすくするのが主な目的である。特にヨルダンは水資源の欠乏が重大な問題であることから、MEDAでは水資源分野のインフラ構築支援に焦点を当てている。またその際、民間部門の参加や周辺国と

の協力など他の支援方針との相乗効果が発揮できる部分を中心に支援するとしている。

「多元性・市民社会・法の支配の強化」では、女性の社会進出促進および移住問題といった連合協定で取り上げられた社会協力分野や、麻薬撲滅および組織犯罪といった法の支配に関する分野での協力を促進するとしている。

国別プログラム

以上のような、国別戦略報告書で示された支援方針に基づき、国別プログラムにおいて年ごとのプロジェクトと必要予算が計上される(表6)。国別プログラムには期待される結果と評価対象となる指標も示され、個々のプロジェクトの具体的な目標が明確となるようになっている。

国別プログラム(2002 - 2004)では、支援方針に基づいて各分野で援助プロジェクトが計画された。特にマクロ経済安定化と連合協定実施に重点が置かれ、また改革に伴う負の影響を緩和する社会プログラムも計画された。ヨルダンではMEDA Iにおいてもマクロ経済安定化と経済改革プロジェクトが計画されており(表5)、MEDA IIもその延長として援助計画が策定されたと言えるだろう。2005 - 2006年の国別プログラムでも経済改革と社会政策を柱としているが、EUの包括的対外政策の見直し(ENP)や中東地域に関する報告書(UNDP アラブ人間開発報告書)の勧告などを反映して支援対象に広がりが見られる(注14)。

(2) 民間部門支援

産業近代化プログラム(EJADA)

民間部門発展支援は、マクロ経済安定化と並ぶMEDAプログラムの主要支援分野である。民

間部門発展支援の中心は1999年に計画された産業近代化プログラムである。このプログラムは、EJADA(Euro-Jordanian Action for the Development of Enterprise)の名称で2001年1月に開始された(注15)。EJADAの目的はヨルダン企業の国際競争力向上であり、支援対象はヨルダンの民間部門(特に中小企業)とヨルダン政府である。EJADAは主にコンサルティング機関として機能しており、①経営支援、②金融支援、③職業訓練と人的資源開発支援、④政策・制度整備支援の四つの部門からなる(表7)。

「経営支援部門」では、中小企業および新設企業を対象にした経営診断と経営改革支援、各産業の業界団体設立と運営支援、中小企業の間

表7 EJADAの支援内容

経営支援
経営状況の診断
業界団体への支援
管理職向け経営セミナーの開催
起業支援
EICCによるEU市場情報の提供
金融支援
債務保証
中長期資金へのアクセス改善
起業資金の低利融資
民間金融機関の中小企業融資支援
職業訓練と人的資源開発支援
職業訓練機関の設立支援
職業訓練指導者能力向上支援
貿易実務訓練施設の設立
新卒者への職業訓練
政策・制度整備支援
産業政策立案支援
経済法制度整備支援
産業政策実施機関設立支援
産業調査

(出所) Delegation of the European Commission in Jordan(2004b)より筆者作成。

管理職以上を対象とした経営管理セミナーなどの開催，企業設立支援，EICC(European Information Correspondence Center)運営を通じてのEU市場に関する情報提供が主な活動内容である^(注16)。「金融支援部門」は，銀行に対する中小企業向けローンの債務保証(70%まで)，ヨルダンの政府系銀行である産業開発銀行(IDB)の中小企業向け中長期ローン枠組みへの協力，起業資金の低利融資，民間金融機関の中小企業融資部門への支援を行なう。「職業訓練と人的資源開発支援部門」では，職業訓練機関の設立や指導者の能力向上支援といったヨルダンの職業訓練体制の確立支援と，高等教育修了者向けの実務訓練をヨルダンの労働・教育関係の省庁や大学などと提携して行なう。「政策・制度整備支援部門」では，ヨルダン政府の産業政策の立案・実施および経済法制度改革への支援を行なう。

以上で述べたように，EJADAは，特に民間中小企業に向けた，生産要素(労働と資本)拡大による経済活動基盤の整備と，市場情報提供によるビジネス機会拡大が主な目的だと言えるだろう。労働では，個別企業への経営改革支援や管理職向け経営管理セミナーなどによる企業家(管理職)の能力向上と，職業訓練機関の整備などによる労働者の技能向上により，生産拡大に必要な労働力の蓄積を促す。資本では，中小企業向けローンの債務保証や金融機関の貸出審査能力の向上支援によって中小企業向けの貸出資本の増加を促している。また，市場情報提供は，新たな取引先の開拓や技術導入などビジネス機会の拡大につながる。以上のように，利用可能な生産要素を増加させることで民間部門の発展を促進させるのがEJADAの支援であると整理できる。

2. レバノン

レバノンの連合協定締結交渉は，1995年に開始されたものの途中1998年から約2年間中断した。しかし2000年9月より交渉は再開され2002年6月に調印に至った。連合協定の正式な発効にはEU各国の批准を経る必要があるため，正式発効に先駆けて2003年3月1日から貿易関連項目のみが暫定協定として発効している。

EU-レバノン連合協定においても主な内容は他の連合協定と同様であるが，経済分野ではレバノンからEUへの農業加工品の輸出を原則免税とする点が特徴的である。一部例外品目もあり完全自由化ではないが，農業加工品はレバノンの主要輸出品であるため，この取り決めはレバノンの輸出拡大に影響を与えるものと言えるだろう。

(1) レバノンのMEDAプログラム

表8はMEDAプログラムの枠組みによるレバノンへの支援状況を示したものである。MEDA I(1995~99年)では経済再建を中心に合計1億8200万ユーロの援助プロジェクトが表

表8 MEDAプログラム(レバノン)

(単位:100万ユーロ)

		計 画	実 施
MEDA I	1995	0	0
	1996	10	0
	1997	86	0
	1998	0	0
	1999	86	1.2
MEDA II	2000	0	30.7
	2001	0	2.0
	2002	12	5.7
	2003	43	22.7

(出所) European Commission(2004d)より筆者作成。

明されたが(経済再建と改革1億700万ユーロ、構造調整5000万ユーロ、社会経済状況の不均衡は正2500万ユーロ)、即時実施されたのはほとんどなかった。その主な要因としては、レバノン政府との合意に時間を要したことで、受入れ体制が整っていなかったことが挙げられる。

レバノンへのMEDAプログラムは、経済再建と経済制度近代化のための政府能力向上と、国際競争力強化のための民間部門支援の二つが主な支援項目と言える。包括的な経済制度改革と民間部門発展支援は内戦以降で初の試みであり、経済発展に及ぼす影響は大きいと考えられる。しかしながら実質的な支援が開始されたのは2000年以降であり、現在は改革の初期段階である。

MEDA IIによる支援方針と援助計画を要約したのが表9である。ヨルダン同様レバノンでも国別戦略報告書(2002 - 2006)と国別プログラム(2002 - 2004)は2001年に、国別プログラム

(2005 - 2006)は2004年に作成された。

国別戦略報告書

国別戦略報告書では、レバノンの現状と中長期課題を検討した上でMEDA IIプログラムの優先支援分野として、①経済改革、②持続的発展と貧困削減、③人的資源開発、④法の支配と人権の四つを挙げている。

「経済改革支援分野」では、特に貿易部門と財政・金融部門を支援対象にしている。貿易部門では、国際条約に基づく関税コードの適用や電子申告への対応といった貿易近代化に必要な能力向上や、貿易財の規格検査設備の構築など、貿易業務実施体制の確立と運用能力の改善が主な支援項目となっている。財政・金融部門では、レバノン政府の財政赤字縮小と債務削減のための税制改革と民営化を支援するとしている。税制改革では付加価値税(VAT)導入支援や徴税能力の向上を主要援助項目と定めている。また金融部門では金融規制法の近代化と管理体制の

表9 MEDA II 援助方針(レバノン)と予算

(単位: 100万ユーロ)

国別戦略報告書(2002 - 2006)			
経済改革(連合協定実施) 持続的発展と貧困削減 人的資源開発 法の支配,人権			
国別プログラム(2002 - 2004)	2002	2003	2004
貿易部門改革(連合協定実施) 貧困削減のための農村開発 環境保護 TEMPUS プログラム	30.0	15.0 8.5 1.5	1.5 22.0 1.5
国別プログラム(2005 - 2006)	2005	2006	
ENP への対応と連合協定の実施 知識経済の推進(職業訓練,TEMPUS) 民間部門の競争力強化 水資源と環境	10 6 18	16	

(出所) European Commission(2001b; 2004b)より筆者作成。

整備を支援項目としている。

「持続的発展と貧困削減分野」では、貧困が集中する農村部を対象地域とした開発政策の支援が表明されている。具体的には、農業支援センターの開設による農産物および農業加工品の輸出アドバイス、流通・保存手段に関する支援、農村部での新規企業の立ち上げ支援などを通じて農村部の所得向上と貧困削減をはかっている。またすべての国民が社会サービスを受けられるような包括的な社会政策の確立も支援項目となっている。

「人的資源開発分野」では、貧困削減政策と連携した低所得者向けの職業訓練や、民営化に伴う失業者の再教育を優先分野に挙げ、そのための訓練機関整備を主な支援手段と定めている。特に再雇用政策ではEUの経験を応用した支援が可能であるとして、EU各国の機関との連携も提言している。また高等教育システムの改革も必要であるとし、TEMPUSプログラムへの参加を推進するとしている。

「法の支配と人権分野」では、法執行機関の強化と司法制度の適正な運用が重要とし、法と司法制度への理解を深めることを支援する。

国別プログラム

以上四つの分野をMEDA IIにおける優先支援分野と位置づけ、国別プログラムにおいて援助プロジェクトが立案されている。国別プログラム(2002 - 2004)では、特に貿易部門改革を重点課題としている(表9)。これは連合協定締結によって大幅な貿易改革が必要となることが明らかであったためと言えるだろう。貿易部門改革は、暫定協定に合わせた貿易制度の改革とそれを担う機関の能力向上だけでなく、貿易情報センターの設立や投資申請の簡素化など民間部門

を直接的な受益者とするプロジェクトも含まれている。

また、国別プログラム(2005 - 2006)では、国別戦略報告書作成時(2001年)以降の状況を踏まえてプロジェクトが立案された。具体的にはENP実施による協力分野の拡大、アラブ人間開発報告書(2002年)の勧告、イラク戦争による地域情勢の変化などを考慮し、2005 - 2006年はENP実施支援が優先分野となっている。そこでは貿易改革とともに、司法改革や人権・市民社会・民主化といった、ENPとアラブ人間開発報告書で議論された分野への支援が明記されている。また民間部門の競争力強化支援では、農村部における農業協同組合や都市部におけるビジネスセンターへの支援継続、輸出促進機関の設立支援が計画されている。

(2) 民間部門支援

産業近代化プログラム(ELCIM)

民間部門発展に関する主要プログラムである産業近代化プログラムは、1999年にMEDA Iにおいて民間中小企業振興支援として具体化された(予算1100万ユーロ)。支援実施機関として2001年末にELCIM(Euro-Lebanese Centre for Industrial Modernisation)が設立され、食品加工、印刷、包装、製革、靴の五つが支援対象産業とされた。その後、2003年に対象産業として織物、家具、化学、塗料の四つが加えられ、計9産業が支援対象となった。ELCIMの支援サービスを受けられるのは、5名以上のフルタイム従業員がいる企業、もしくは設立後2年以上を経過した企業であり、「経営コンサルティング」と「金融アドバイスサービス」が提供される(表10)。

「経営コンサルティング」は、企業からの要請

表 10 ELCIM の支援内容

経営コンサルティング
企業からの申請 経営診断と改善プランの作成 改善プランの実施
金融アドバイス
融資申請手続き支援 融資申請先アドバイス 金融機関との交渉ノウハウをアドバイス
(出所) Delegation of the European Commission in Lebanon(2004)より筆者作成。

に基づき ELCIM が無料で経営診断・改善提案を行なう。経営診断は、経営組織と人材開発、マーケティング戦略、生産体制、財務と経理について評価が行なわれ、改善プランが提案される。提案に基づいて改善プランを実施する際には ELCIM が費用の 8 割を負担し、残りを企業の自己負担としている。他方、「金融アドバイス」では主に企業の資金調達に関する技術的な側面を支援する。中小企業の資金調達は金融機関からの借入れが中心となるため、EIB やレバノン政府の中小企業向け低利融資スキームと協力しながら、ELCIM では融資申請書の作成、金融機関の選定、金融機関との交渉といった、融資獲得までのあらゆる段階でのアドバイスを行なう。

ELCIM は特定産業の既存企業を支援する点に特色がある。しかしながら産業に関しては現在のレバノンにおける主な製造業をカバーしており、実質的には製造業全般を対象としていると言えるだろう^(注17)。また EIB や商工会議所などと協力することで ELCIM は支援を経営コンサルティングに特化でき、役割が明確になっている。なお、産業近代化プログラムの活動期間は 2004 年 8 月までであり、ELCIM の活動もそれ

までの予定であったが、MEDA II プログラムにおいて新たに総合中小企業支援プログラム(予算 1700 万ユーロ)が承認され ELCIM の機能が継続されることとなった。

3. シリア

シリアはバルセロナ・プロセスへの参加に合意したものの、連合協定には消極的で締結交渉開始は 1997 年 10 月以降であった。交渉開始後も人権項目などに関する見解の相違による交渉停滞が伝えられ、合意達成が発表されたのは 2003 年 12 月であった。しかしながら直後に大量破壊兵器や核開発に関する項目が新たに提起され調印には至らなかった。その後 2004 年 10 月にシリア側が調印の意向を表明した。また、MEDA プログラムによる支援実施に必要な枠組みプロトコル(Framework Protocol)に関しても調印は 2000 年になってからであった。

(1) シリアの MEDA プログラム

表 11 は MEDA プログラムによるシリアへの支援状況を示したものである。前述のようにシリアが MEDA プログラムの枠組みプロトコルに

表 11 MEDA プログラム(シリア)

(単位: 100 万ユーロ)

		計 画	実 施
MEDA I	1995	0	0
	1996	13	0
	1997	42	0
	1998	0	0
	1999	44	0
MEDA II	2000	38	0.3
	2001	8	1.9
	2002	36	8.5
	2003	0	6.1

(出所) European Commission(2004d)より筆者作成。

調印したのが2000年であったため、MEDA Iでは11の支援プロジェクト(経済改革分野で8プロジェクト9100万ユーロ、自然・文化遺産保護分野で3プロジェクト800万ユーロ)が計画されたものの実施には至らなかった(注18)。MEDA IIによる支援方針と援助計画を示したものが表12である。シリアでも他の2カ国と同様、国別戦略報告書

(2002 - 2006)と国別プログラム(2002 - 2004)は2001年に、国別プログラム(2005 - 2006)は2004年に作成された。

国別戦略報告書

国別戦略報告書では、包括的な経済改革戦略の確立と改革に向けた環境整備への支援が重要課題と位置づけられている。特に、初期段階で

表12 MEDA II 援助方針(シリア)と予算

(単位: 100万ユーロ)

国別戦略報告書(2002 - 2006)			
市場経済制度の構築			
産業近代化			
人的資源開発			
貿易制度の改革			
法の支配・人権・市民社会			
国別プログラム(2002 - 2004)	2002	2003	2004
市場経済制度の構築			
財務省の企画・管理能力向上		8	
銀行部門改革		6	
地方自治政府の近代化			18
公的ファイナンス, 税制改革, 金融部門の近代化			
産業近代化			
工業部門の実態調査			
民間部門の競争力強化			
人的資源開発		6	
職業教育・訓練の近代化			21
TEMPUS プログラム		2	2
国別プログラム(2005 - 2006)	2005	2006	
市場経済制度の構築			
ビジネスセンター	15		
水資源部門融資への利子補助	5		
産業近代化			
生産物の品質管理		12	
人的資源開発			
高等教育制度の改善		10	
文化遺産管理計画	10		
TEMPUS プログラム	2.5	3	
貿易制度の改革			
連合協定に伴う貿易改革		20.5	
市民社会と人権			
市民社会の発展	2		

(出所) European Commission(2001c; 2004c)より筆者作成。

はいくつかの経済部門について、政府内における改革の必要性の喚起と改革実施能力の向上を支援することが必要であるとしている。また改革実施に際しては、改革による負の影響を緩和するプロジェクトを計画することで改革への懸念を払拭することが重要になると分析している。それらの分析を受け MEDA II では、優先支援分野として、① 市場経済制度の構築、② 産業近代化、③ 人的資源開発、④ 貿易制度の改革、⑤ 法の支配・人権・市民社会の5分野を挙げている。

「市場経済制度の構築分野」では、経済発展の実現のためには大幅な制度改革が必要であると、特に改革の必要な部門として、中央政府全体の行政能力の向上、財務省の近代化、中央銀行と経済省の役割明確化と強化、行政組織の全般的再編、自治体の社会サービス供給能力向上を挙げている。なかでも MEDA II での取り組みとして、財務省の財政政策・予算管理・関税システムの改革と地方自治政府の近代化の必要性喚起と実施支援を中心に行なうとしている。

「産業近代化分野」では、持続的な経済成長を達成するには産業近代化が不可欠との結論から、シリア政府が進める工業省の役割再構築への支援と、その前提となるシリア全体の工業部門の現状調査をなしている。「人的資源開発分野」は、貿易自由化および経済改革による市場競争に対応できる技能を身につけるための職業訓練プログラムと、それを実施できる体制整備への支援を挙げている。また高等教育システムの向上のためにシリアへの TEMPUS プログラムの適用も支援するとしている。「貿易制度の改革分野」では、連合協定を合意した場合に貿易自由化プロセスへの支援が重要になると

し、その際には貿易改革実施能力向上への支援と、自由貿易体制への移行を円滑にするための措置が優先支援分野になるとしている。

「法の支配・人権・市民社会分野」に関しては、シリア政府にとってセンシティブな分野であるため協力を推進するのは困難であるとしながらも、女性のエンパワーメントや現地 NGO の能力向上など比較的支援が容易と思われる部分について協力するとしている。また MEDA 地域プログラムにおける同分野の取り組みにシリアの参加を促すとしている。

国別プログラム

以上の5分野が中期支援優先分野であるが、そのうち国別プログラム(2002 - 2004)では「市場経済制度の構築」、「産業近代化」、「人的資源開発」の分野で支援プロジェクトが計画された。市場経済制度の構築という壮大な目的を遂行するにはあらゆる部門での改革が必要であるが、すべてを同時に行なうのは不可能である。そのため MEDA II では財務省と金融部門の近代化および地方自治政府の能力向上が改革の嚆矢として支援対象とされた。また職業訓練体制の確立支援など新たな制度設立支援も計画された(表12)。

しかしながら国別プログラム(2005 - 2006)では、民間部門やインフラ・文化遺産管理に対する支援が主な項目として計画されている。それはシリア政府の経済改革が進展しないためだと言えるだろう。経済改革の遂行には公的部門の再構築と能力向上が不可欠であるが、公的部門改革はシリア政府の主体的関与がなければ支援実施は不可能である。

MEDA プログラムを通してのシリアへの支援方針は、経済改革の実行を可能とするための公

的部門の再構築と能力向上が中心的課題だと言えるが、シリア政府の経済改革が進展しないため、実際の支援は民間部門育成支援などの一部に限られているのが現状である。

(2) 民間部門支援

産業近代化プログラム(SEBC)

SEBC(Syria European Business Centre)は1977年の協力協定に基づく経済協力である金融プロトコルの枠組みによって1996年に設立された。その後2000年に4年間の延長が決定し、さらに2003年には産業近代化プログラムの一部として2006年9月まで継続されることが決定している(注19)。SEBCは、既存民間企業の競争力と効率性の向上を目的として、工業部門とサービス部門の個別企業を対象とした経営コンサルティングと、民間企業の管理部門などに所属する非生産労働者を対象とした職業訓練を行なっている。また、EU市場に関する情報提供や業界団体設立支援など、ビジネス環境の改善支援もSEBCの活動内容に含まれる。

しかしながら金融支援はSEBCの活動内容となっていない。それは金融支援をする必要がないからではなく、金融システムが未発達で支援が困難なためであると考えられる。シリアでは銀行部門への民間参入は2002年に部分的に開始されたところであり、現状では中小企業が民間銀行から融資を得ることはほぼ不可能である。

表13はSEBCの主な支援項目である。「経営支援」は、既存企業向けの経営コンサルティングであり、企業からの要請に基づいて経営状況の調査と改善計画の作成をする。その後、改善計画を実施する場合はSEBCから一部費用の補

表13 SEBCの支援内容

経営支援
企業診断
経営改善策の実施
フォローアップ
輸出促進
輸出企業へのアドバイス
ビジネス情報の提供
EICCによるEU市場情報の提供
シリア企業とEU企業の仲介
職業訓練
管理・マーケティング部門を対象
業界団体などへの支援
新規組織設立
商工会議所などの運営
(出所)Delegation of the European Commission in Syria(2004)より筆者作成。

助が受けられ、改善計画実施後はSEBCによるフォローアップが行なわれる。「輸出促進支援」は、輸出を希望する企業に対しての輸出先アドバイスや輸出プロセスの助言を行なう。またEICCによるEU市場情報の提供も合わせて行ない、EU市場についてはEU企業との仲介なども支援する。「職業訓練支援」では、経営管理と流通分野についてのトレーニングプログラムを提供する。「業界団体支援」では、商工会議所などの機能強化や新たな組織の設立を通して産業振興を支援する。

4. 3カ国の比較

連合協定進展状況

ヨルダン、レバノン、シリアの3カ国における連合協定進展状況を比較すると、ヨルダンはすでに連合協定およびMEDAプログラムが軌道に乗りつつあり、バルセロナ・プロセスを実施中であると言える。レバノン、暫定協定ではあ

るものの2003年3月から貿易自由化プロセスが開始され、EUとの新たなパートナーシップが始まった。一方、シリアは連合協定の締結交渉をほぼ終えたところであり、バルセロナ・プロセスへの実質的な参加はこれからである。各国の連合協定の進展度はMEDAプログラムの実施状況からも確認できる。2003年9月末までのMEDAプログラム遂行状況を見ると、ヨルダンでは計画額の62%が実施されているが、レバノンは26%、シリアは9%にとどまっている。

MEDA IIプログラムの支援方針

次にMEDA IIプログラムでの支援方針に関しては、3カ国とも経済改革(制度改革)と民間部門発展が中心となっている。しかしながら「経済改革」に対する援助内容では、ヨルダンとレバノンでは貿易制度近代化や財政赤字・政府債務削減といった改革実施支援であるが、シリアでは改革の必要性の喚起や経済関係機関の役割明確化といった改革準備支援が主要内容となっており、各国の市場経済制度の発展状況に合わせた支援内容となっている。一方、「民間部門発展支援」に関しては各国の支援内容は類似であり、職業訓練、高等教育システムの改善、民間企業発展への支援が主な項目である。3カ国とも民間部門の支援体制は整備されておらず、全般的な支援体制の構築を必要としているのである。

ビジネスセンター

MEDAによる民間部門発展支援の主要プロジェクトであるビジネスセンターの支援内容に関しては、個別企業への経営コンサルティングとEU市場の情報提供は3カ国いずれにおいても行なわれている。また管理職などを対象とした経営管理手法のトレーニングなど企業運営に関する労働の質向上支援も共通している。しかし

ながら資金調達に関する支援枠組みは国によって異なる。資金調達はどの国の中小企業にとっても大きな課題であるが、支援スキームは各国の金融部門の発達状況に応じたものとなっている。民間銀行部門が比較的発達しているレバノンでは資金調達方法のアドバイスや銀行の紹介といった仲介が中心であるが、金融部門の機能が不十分なヨルダンでは債務保証や起業資金の低利融資などビジネスセンターが企業の資金調達に直接関わる枠組みをもつ。またシリアでは現在まで民間金融部門の利用が困難であり、明示的な資金調達支援スキームが確立していない。

3カ国のビジネスセンターの支援範囲は、対象となる民間企業のニーズをとらえてというよりも、ビジネス環境の違いが制約となっていると言えるだろう。しかしながら、3カ国はマクロレベルでの市場経済制度の進展度は異なるものの、いずれの国でもミクロレベルでの民間企業支援策はほとんどなく、ビジネスセンターが有効な支援枠組みと期待されている。それはいずれのビジネスセンターでも活動期限の延長が決定されたことからもうかがえる。

Ⅲ 経済成長への影響

1. 経済成長の要因

経済成長はどのように実現されるのであろうか。成長会計分析では、経済成長(所得増加)を生産要素の蓄積とそれ以外に分解する。すなわち、経済成長は生産要素(労働と資本)の蓄積とそれ以外の要因(残差)による貢献で説明される。残差は全要素生産性(TFP)として、通常広い意味での技術ととらえられる。

では、生産要素とTFPはどのような要因によって決まるのであろうか。開発経済学では、生産要素やTFPは、その国の自然条件・歴史や経済政策・制度の影響を受けると考えられている[Rodrik ed. 2003]。したがって、自然条件・歴史や政策・制度は生産要素やTFPに作用することで経済成長に影響を与えうるだろう(注20)。そのうち自然条件・歴史については人為的な変更は不可能であるが、政策や制度は変更が可能である(注21)。つまり適当な政策や制度を選択することで経済成長に影響を及ぼすことができる。途上国にとって経済成長促進的な政策や制度の選択は、他国の経験が参考になるため、それほど困難ではないだろう。例えば、東アジアの経験は輸入代替政策よりも輸出指向政策を採用した国が長期にわたる経済成長を達成したことを示している。また、市場経済制度に基づく競争やインフラ基盤の整備が経済成長を促進させることも明らかだと言えるだろう。しかしながら、政策や制度は自在に変更させることができるわけではない。政策や制度は、たとえ政府が変更の方針を表明しても、その国の歴史や地理条件、過去の政策・制度、経済規模などの影響を受ける。また生産要素やTFPの状況も政策や制度に影響するだろう。それに加え、新たな政策や制度を実施するには公的部門の遂行能力が必要となる。

2. 現状

ヨルダン、レバノン、シリアの3カ国の生産要素および政策(対外開放度)・制度の現状はどうであろうか。指標から概観する。

3カ国の労働と資本については表1から、労働人口成長率は比較的高い(ヨルダン3.9%、レバ

ノン2.6%、シリア4.0%)こと、GDPに占める粗投資の割合はレバノン(16.7%)が若干少ないものの他の2カ国(ヨルダン22.7%、シリア23.6%)は中東地域の平均(23%)程度であることがわかる(注22)。ただし、粗投資には社会インフラへの投資なども含まれることに留意する必要がある。

政策については、経済規模に対する貿易量という観点から3カ国の対外経済開放度を比較すると、ヨルダンの開放度が高く、レバノンが中程度、シリアは閉鎖的だと言える(表1)。またSachs and Warner(1995)で定義された開放基準を1990年代のデータで更新したWacziarg and Welch(2003)では、2000年時点でヨルダンは開放国にシリアは閉鎖国に分類されている(注23、注24)。

制度(ガバナンス)に関しては、世界銀行研究所(World Bank Institute)が複数の調査結果を用いて作成した指標によると、「政府の能力」、「規制の質」、「法の支配」の3項目について、ヨルダンは世界平均を上回っているが、レバノンとシリアはいずれの項目でも世界平均を下回っている(表14)。特にシリアの評価が低い。また、表15は起業など事業手続きの困難度を示したものである。3カ国のビジネス環境を他の中東諸国と比べた場合、起業に際しての最低必要資本額が多い(ヨルダン、シリア)、民間部門を通じ

表14 制度(ガバナンス)指標

	ヨルダン	レバノン	シリア
政府の能力	0.40	- 0.31	- 0.70
規制の質	0.39	- 0.10	- 0.87
法の支配	0.45	- 0.18	- 0.36

(注)①指標は-2.5~+2.5の値をとり、世界平均が0。

②1998年と2002年の平均値。

(出所) World Bank Institute(2004)

表 15 ヨルダン, レバノン, シリアの事業手続き指標(2004年)

	ヨルダン	レバノン	シリア	中東平均	OECD 平均
起業にあたり必要な手続き					
手続き数	11	6	12	10	6
日数	36	46	47	39	25
費用(国民1人当たり所得に対する割合%)	52.0	131.5	34.2	51.2	8.0
最低必要資本(国民1人当たり所得に対する割合%)	1,147.7	82.3	5,053.9	856.4	44.1
労働者の雇用・解雇					
雇用の困難度	11	44	0	22.6	26.2
労働時間の硬直性	40	0	60	52.9	50.0
解雇の困難度	50	40	50	40.7	26.8
雇用制度全体の硬直性	34	28	37	38.7	34.4
解雇費用(賃金換算週)	90	103	79	74.3	40.4
資産登録に必要な手続き					
手続き数	8	8	4	6	4
日数	22	25	23	54	34
費用(国民1人当たり資産に対する割合%)	10.0	5.9	30.4	6.8	4.9
クレジット獲得					
担保設定費用(国民1人当たり所得に対する割合%)	56.3	2.2	6.4	18.5	5.2
法制度整備度	6	4	5	3.9	6.3
信用情報指標	3	4	0	2.1	5.0
公的機関を通しての情報獲得 (人口1,000人当たりの利用者人)	5	31	0	20.6	76.2
民間部門を通しての情報獲得 (人口1,000人当たりの利用者人)	0	0	0	12.6	577.2
投資家保護					
情報開示度	3	1	1	2.6	5.6
契約強制に必要な手続き					
手続き数	43	39	48	38	19
日数	342	721	672	437	229
費用(負債に対する割合%)	8.8	26.7	34.3	17.9	10.8
倒産手続き					
年数	4.3	4.0	4.1	3.9	1.7
費用(財産に対する割合%)	8	18	8	13.0	6.8
債権回収率	26.7	19.3	29.2	28.6	72.1

(出所) World Bank(2004b)より筆者作成。

での信用情報が少ない(3カ国), 契約強制が困難(レバノン, シリア)といった点が問題であることがわかる。一方, 労働者の雇用・解雇に関しては比較的柔軟であると言えるだろう。

3. 連合協定のインパクト

さて, 以上のように経済成長に影響を与える要因のうち変更可能と考えられるものを, ①生産要素, ②TFP, ③経済政策, ④制度に分類し, また3カ国の現状を概観した場合, 連合協定

の経済分野に関する合意は経済成長にどのようなインパクトを与えると考えられるだろうか。

貿易自由化

まず、連合協定の最優先事項である貿易自由化(FTA)は、成長促進的な経済政策の適用だと言えるだろう。しかしながらEUへの輸出は、非農産物については1970年代の協力協定によってすでに原則無税での輸出が可能となっている。したがって3カ国にとって連合協定に基づくFTAは主に輸入自由化であると言える^(注25)。

輸入自由化は、前述のように貿易自由化プロセス開始5年後から7年間で工業品に関する関税を原則廃止する計画である。では輸入自由化は経済成長にどのようなインパクトがあるのだろうか。一つは、輸入投入財の関税削減による生産費用低減が期待できる。また、輸入品の価格低下によって輸入競合品を生産する企業が競争力を失い、輸入競合産業から他の産業へ資源が移動することも考えられる。これらはいずれも生産要素の効率的活用を促すことで結果的に経済成長に寄与すると考えられる。つまり連合協定におけるFTAは、関税削減に伴う新たな輸出先(需要)創出効果よりも、輸入自由化がもたらす国内生産要素の効率向上による経済成長の促進に寄与し得ると言えるだろう。

また、地中海諸国がEUとFTAを実現させることでEU・地中海地域に共通の貿易ルールが形成されることになる。共通の貿易ルールは取引費用を低減させ、地域貿易の拡大を促すことが期待できる。しかしながら輸入自由化および地域共通の貿易ルールが完成するのは2010年以降であり、地中海諸国の経済成長への効果は中長期的なものとなるだろう。

MEDAプログラム

次にパルセロナ・プロセス実現の中心的手段であるMEDAプログラムによる支援はどのように経済成長に影響を及ぼすと考えられるだろうか。前節でみたように、現在までのMEDAプログラムの重点は民間(中小)企業への直接支援を含めた人的資源開発と経済改革(制度改革)における政策実施支援であった。そこで、この二つの支援が与えるインパクトについて検討する。

民間企業支援では、管理職を中心とする非生産労働者に対する実践的な知識習得による労働の質向上に重点が置かれており、即効性のある支援だと言える。現場の非生産労働者の能力向上(管理能力の向上)は生産労働者の雇用創出に結びつくことも考えられ、もう一つの人的資源開発支援である職業訓練機関への援助と補完的に効果を発揮することが期待できる。先に見たように3カ国はいずれも労働人口成長率が高く雇用創出が不可欠であるが、MEDAによる人的資源開発支援は労働力増加という生産要素の拡大によって経済成長を促進するものと考えられる。とは言え、ビジネスセンターによる支援は現在のところ小規模であり、マクロ的な経済成長率に及ぼす影響は限定的である。

MEDAプログラムのもう一つの柱である制度改革支援に関しては、3カ国の状況に違いがある。ヨルダンは現状までに政府の能力・ガバナンスが比較的整備されている。つまり制度構築の基礎条件は整っていると考えられ、MEDAによる政策実施支援は経済改革を促進させ近代的な制度を構築することで経済成長を促進させる要因となることが期待できる。一方、レバノンは制度とガバナンスの評価はいずれの項目でも世界平均を下回っており、政策・制度改革の受

容体制が不十分だと考えられる。そのため MEDA 支援は改革に適應できる遂行能力を高めることが中心となっている。つまり制度構築までには一定の時間が必要であり、EU 基準に基づく近代的制度の適用・効率的な運用を実現するには中長期的な視野での取り組みが必要である。シリアに関しては対外経済開放度、制度評価とも低く、政策・制度が経済成長の阻害要因となっていると考えられる。しかしながら制度構築の前提となる経済改革の先行きが不透明なため、MEDA の支援内容も経済改革の方向性の明確化と環境整備という改革準備に重点を置かざるを得ない状況であり、経済成長促進的な制度構築への取り組みには長期間を要するであろう。

連合協定と経済成長の担い手

以上のことから、連合協定は主に生産要素(労働力)、経済政策、制度を通して経済成長促進的なインパクトを与えられようと考えられる。しかしながら連合協定が短期的に経済成長率を引き上げる要因になるとは考え難い。直接的な生産要素(労働力)拡大効果は支援規模からも限定的であり、また経済政策・制度に関しては、特にレバノンとシリアでは改革実現への道程は長い。したがって EU とのパートナーシップは成長促進的な環境整備という、言わば経済成長への基盤形成を支援する協定であると言えるだろう。

しかしながら成長促進的な環境の整備が自動的に経済成長につながるわけではない。たとえ連合協定が順調に実施され労働力の拡大や制度整備が進んだとしても、実際に経済成長をもたらすのは各国の経済主体である。以前から民間部門中心のレバノンのみならず、ヨルダンとシリアにおいても 1990 年代以降は民間部門の発

展が試みられており、現在では 3 カ国とも民間経済主体による生産活動の拡大が経済成長実現に不可欠となっている。バルセロナ・プロセスの目的の一つである「持続的発展を通じての繁栄の共有」を実現できるかは、結局のところ企業家や労働者といった経済成長の担い手次第である。連合協定は経済成長促進的な環境を整備することで、経済主体を動機づける仕掛けとして機能することが期待されている。

おわりに

バルセロナ・プロセスとは、地域の安定と繁栄の共有を目的とした EU の地中海戦略であり、EU と非 EU 地中海諸国 12 カ国(1995 年当時)が個別に締結する連合協定を中心として成り立っているものであった。連合協定では、「政治」「経済」「文化」の分野について協力推進が謳われているが、現在までは自由貿易協定を中心とする経済分野での協力推進が先行している。その中心となっているのが MEDA プログラムである。

ヨルダン、レバノン、シリアの 3 カ国もバルセロナ・プロセスに参加しており EU との協力関係推進には合意しているが、連合協定への取り組みはさまざまであった。ヨルダンは連合協定に積極的に取り組み、MEDA プログラムの実施も進んでいる。レバノンはいまだ連合協定の正式発効には至っていないが、2003 年 3 月より貿易自由化プロセスが暫定協定として開始された。一方、シリアは連合協定への合意が視野に入ったところであり、バルセロナ・プロセスへの実質的な参加はこれからである。連合協定への取り組み姿勢は国内経済改革の進展を反映し

ており、経済改革が進んでいる国ほど連合協定実施も進んでいる。

MEDA プログラムによる3カ国への経済成長支援は包括的なものであったが、なかでも制度構築に影響する経済改革支援と労働力の増加に資する民間部門発展支援が中心であった。経済改革支援の内容については、各国の経済改革の進展度に基づいたものとなっている。ヨルダンとレバノンでは市場経済制度や貿易制度の近代化に向けた公的部門の能力向上支援が主であるが、シリアでは公的部門の担当範囲明確化や改革戦略の確立など改革の準備段階への支援となっている。一方、民間部門発展支援では、民間部門発展度は3カ国で異なるものの支援策は類似であった。いずれの国でも民間部門支援体制が整っていないためである。民間部門支援は、現在まではビジネスセンターの設立による中小企業向け企業発展振興策が中心である。

ヨルダン、レバノン、シリアの3カ国にとって、バルセロナ・プロセスとそれに基づくMEDAプログラムは、EUとの協力関係推進という地域協力にとどまらず、経済成長実現に向けた包括的な取り組みとなっている。いまや自由貿易システムと市場経済制度の整備はグローバル化に適応する上で不可欠であり、制度の不備は国際経済システムからの周縁化を意味する。しかしながら制度整備は経済成長を約束するものではない。経済成長の実現には担い手の能力が問題となる。経済主体としての労働者や企業家は連合協定をどのように捉えているのか、彼らの経済行動に変化が見られるかなどを検討することで、連合協定の具体的な影響を分析することが可能となる。それらの点を今後の課題としたい。

(注1) マシュリクとは地理的範囲であり、一般に東アラブ諸国(エジプト以東)を指す。ここではエジプト、シリア、ヨルダン、レバノンをマシュリクの非産油国として想定している。

(注2) シリアに関しては輸出の50%以上が原油であるが、原油部門はGDPの15%、生産量は1日当たり50万バレル程度と産油国と比較すると少ない。

(注3) 12カ国・地域とは、アルジェリア、イスラエル、エジプト、キプロス、シリア、チュニジア、トルコ、パレスチナ自治区、マルタ、モロッコ、ヨルダン、レバノンである。このうちキプロス、トルコ、マルタに関しては、1995年時点ですでに連合協定に相当する協定を締結していた。なお、本文ではこれ以降パレスチナ自治区を含む12カ国・地域を12カ国、受入国などと表記する。

(注4) 地域にわたる課題では環境や水資源など国境を越える問題と、南南協力といわれる非EU地中海12カ国間でのFTAの推進などがある。

(注5) 農産物、サービス貿易については、相互特惠市場アクセス(reciprocal preferential market access)を保障しつつ双方の合意に基づき段階的に自由化することとしている。

(注6) 金融支援では、それ以外にヨーロッパ投資銀行(EIB)による融資やEU各国による二国間援助の拡大も地中海諸国側から要請された。

(注7) MEDAの正式名称は、Mesures d'accompagnement financieres et techniques a la reforme des structures economiques et sociales dans le cadre du partenariat euro-mediterraneenである。

(注8) MED委員会とは、バルセロナ・プロセスに基づくEUの援助に関する助言・評価を行なう委員会であり、EU各国とEU委員会の代表者で構成される。

(注9) 国別戦略報告書と国別プログラムは、MED委員会とともに援助受入国政府との合意を経て正式に採用される。

(注10) 多国間に関する支援については、地域戦略報告書(Regional Strategy Paper)と地域プログラム(Regional Indicative Programme)に基づいて援助が行なわれ、EU委員会が管理運営機関となる。

(注11) 協力協定で合意した経済協力に基づく支援が金融プロトコルである。

- (注12) これに伴い1977年に締結された協力協定は失効した。
- (注13) TEMPUS(Trans European Mobility Programme for University Studies)とは、EUの対外協力政策の一つであり、EUと非EUパートナー国の高等教育機関が協力して、パートナー国に社会経済開発を担う高等教育システムを構築するプログラムである。
- (注14) EUは、包括的対外政策として2003年にENP(ヨーロッパ近隣政策)を発表した。ENPはEU拡大に合わせて再構築されたEUの近隣諸国政策でありヨルダンを含む地中海諸国も対象国となっている。その目的はEUとそれに接する国々が繁栄を共有するというものでありパルセロナ・プロセスと同様の政策であるが、紛争防止やエネルギー・通信分野での協力など、連合協定よりも広い分野での協力関係の推進が謳われている。また、国別プログラム(2002 - 2004)以降の中東地域に関する報告書として、UNDP(2002, 2003)がある。そこでは、中東地域において、知識経済への対応、政治的自由、女性のエンパワーメントなどの遅れが開発を阻害していると論じられている。
- (注15) EJADAプロジェクトは2003年に500万ユーロの追加援助が実施され(表5)、当初のプロジェクト期間(2005年まで)が延長された。その後、国別プログラム(2005 - 2006)の部門改革ファシリティにJUMP(Jordanian Upgrading and Modernisation Programme)として引き継がれることとなった。
- (注16) EICCとは、EUおよびその近隣諸国に設立されているEIC(European Info Center)ネットワークの一つであり、EUに関する情報を提供する機関である。特にEICCではEU市場の規制・基準、EUへの輸出手続きなどの情報提供を目的とする。
- (注17) ELCIMが対象とする9産業以外では、宝石加工業が比較的規模が大きい。しかしながら宝石加工はアルメニア人コミュニティがほぼ独占しており、輸出産業として確立されているため支援の必要性は少ないと考えられる。
- (注18) この間も1977年の協力協定に基づく経済協力である金融プロトコルによる支援プロジェクトは実施された。
- (注19) SEBCは2006年9月のプログラム終了までにSEEC(Syrian Europe Enterprise Centre)となる予定である。SEECは将来的にはシリア政府が主体となってSEBCの機能を引き継ぎ、無期限で活動する組織

とする計画である。

- (注20) 制度と経済成長の関係については、例えばRodrik, Subramanian, and Trebbi(2002)など、政策と経済成長については、Wacziarg and Welch(2003)などを参照。
- (注21) 制度には法律など制定されたものと慣習のようなインフォーマルなものがあるが、ここでは制定された制度を想定する。
- (注22) GDPに対する粗投資の割合について中東地域の平均は2002年の値である。また東アジア・太平洋地域は33%(2003年)。所得分類別の平均値は、低所得国21.7%、下位中所得国27.1%、上位中所得国18.4%となっている[World Bank 2004a]。
- (注23) Sachs and Warner(1995)では、①平均関税率40%以上、②非関税障壁が貿易量の40%以上、③為替の闇レートが公式レートの20%以上減価、④主要輸出財を国家が独占、⑤社会主義経済システムの五つの基準のうち、いずれかひとつを満たす場合はその国を閉鎖と分類した。Wacziarg and Welch(2003)においても同様の基準を用いて推計し、2000年時点で42カ国が閉鎖、99カ国が開放に分類されている。
- (注24) シリアは1990 - 99年平均で為替の闇レート・プレミアムが279.97%と推計され閉鎖国に分類されている。なお、レバノンではデータ欠如のため推計対象国に含まれていない。
- (注25) レバノンに関しては、主要輸出品の一つである農業加工品の関税削減合意は輸出産業にも直接影響を与える合意だと言えるだろう。

【参考文献】

- Delegation of the European Commission in Jordan 2004a. *Annual Report 2003*.
<http://www.deljor.ced.eu.int>(2004年10月閲覧)
 2004b. *Euro-Jordanian Action for the Development of Enterprise*.
<http://www.ejada.jo/>(2004年10月閲覧)
- Delegation of the European Commission in Lebanon 2004. *Euro-Lebanese Centre for Industrial Modernisation*.
<http://www.cciat.org.lb/elcim.htm>(2004年10月閲覧)
- Delegation of the European Commission in Syria 2004.

- Syrian European Business Centre.*
<http://www.sebcsyria.org/website2004/gateway.php>
 (2004年10月閲覧)
- European Commission 2001a. *Euro-Med Partnership : Jordan Country Strategy Paper 2002-2006 & National Indicative Programme 2002-2004.*
- 2001b. *Euro-Med Partnership : Lebanon Country Strategy Paper 2002-2006 & National Indicative Programme 2002-2004.*
- 2001c. *Euro-Med Partnership : Syria Country Strategy Paper 2002-2006 & National Indicative Programme 2002-2004.*
- 2004a. *Euro-Med Partnership : Jordan National Indicative Programme 2005-2006.*
- 2004b. *Euro-Med Partnership : Lebanon National Indicative Programme 2005-2006.*
- 2004c. *Euro-Med Partnership : Syria National Indicative Programme 2005-2006.*
- 2004d. *MEDA Programme.*
<http://europa.eu.int/comm/europeaid/projects/med/bilateral/> (2004年10月閲覧)
- European Communities 2000. *Barcelona Process : five years on 1995-2000.* Luxembourg.
- MEDA Team Information 2001. *From 'MEDA I' to 'MEDA II' : What's NEW?. Euro Special Feature No.21.* http://europa.eu.int/common/external_
 relations (2004年10月閲覧)
- Rodrik, Dani ed., 2003. *In Search of Prosperity : Analytic Narratives on Economic Growth.* Princeton University Press.
- Rodrik, Dani, Arvind Subramanian and Francesco Trebbi 2002. *Institutions Rule : The Primacy of Institutions over Geography and Integration in Economic Development.* NBER Working Paper 9305.
- Sachs, Jeffrey D. and Andrew Warner 1995. "Economic Reform and the Process of Global Integration." *Brookings Papers on Economic Activity*, No.1.
- UNDP 2002. *Arab Human Development Report 2002.* New York : United Nations Publications.
2003. *Arab Human Development Report 2003.* New York : United Nations Publications.
- Wacziarg, Romain and Karen Horn Welch 2003. *Trade Liberalization and Growth : New Evidence.* NBER Working Paper 10152.
- World Bank 2004a. *World Development Indicators 2004.* Washington D.C. : World Bank.
- 2004b. *Doing Business.*
<http://rru.worldbank.org/DoingBusiness/default.aspx>
 (2004年10月閲覧)
- World Bank Institute 2004. *Governance Indicators.* <http://www.worldbank.org/wbi/governance/govdata> 2002/(2004年10月閲覧)

(つちや いちき / 在バイルート海外派遣員)